

「大野の太鼓判」公募要領

1 事業目的

大野町を代表する優良な特産品を大野の太鼓判として認定し、地域産業の振興及び情報発信による大野町の知名度の向上を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 対象商品

大野の太鼓判の認定の対象となる特産品は、大野町で開発若しくは生産された商品又は大野町で産出された農林水産物若しくはその加工品とする。

3 応募資格

町内に主たる事業所、住所を有する個人及び法人又はそれらの者で構成された団体。

4 応募件数

1回の募集につき、1事業者あたり3点までとする。

5 応募方法

別添「大野の太鼓判認定申請書」に所要事項を記入の上、関係書類を添えて、委員会の定める期日までに大野町役場総合政策部まちづくり推進課まで提出するものとする。

6 審査の概要及び基準

大野の太鼓判認定委員会において応募商品の試飲食、製品機能等の検分及び申請書等から、次に掲げる項目を点数化して合算した合計点が、一定水準に達した特産品を大野の太鼓判として推薦するものとする。

- (1) 大野町の地域性が感じられる度合い
- (2) 特産品としての独自性、優位性

- (3) 特産品の安定供給力
- (4) 特産品の継続的改善への意志、能力
- (5) 特産品としての成長性
- (6) 消費者の安心感、信頼性確保の仕組み
- (7) 大野町の雇用や生産を誘発する期待度合い
- (8) 大野町のイメージ向上に資する度合い
- (9) ぎふ大野ふるさと応援金の返礼品に資する度合い

応募商品につきましては、審査、アンケート調査、認定証授与式等の際に、商品を提供して頂きます。なお、その際の費用に関しては、申請者自身でのご負担となります。

7 特産品の認定及び公表

町長は、委員会の審査報告に基づき、大野の太鼓判の認定を決定し、事業者は大野の太鼓判認定証を交付するとともに、広報誌、町ホームページ等で公表する。

8 問い合わせ先

〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地
総合政策部 まちづくり推進課
TEL (0585)34-1111 FAX (0585)34-3525
Eメール kigyo@town-ono.jp